

請求人樣

飯能市監査委員 森 健 二

住民監査請求について(通知)

令和5年5月8日付けで提出された住民監査請求については、下記のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する請求の要件を欠くものであるため、却下することとしたので通知します。

なお、加涌弘貴監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

記

1 請求の要旨

請求人は、令和5年3月3日付けで住民監査請求を提起したが、令和5年5月1日付け飯能市監査委員告示第6号のとおり、請求を棄却されている。

本件請求は、上述の結果に対して請求人は不服があり、再度同じ内容で住民監査請求を提起するものである。

飯能市職員措置請求書の要旨はおおよそ以下のとおりである。

飯能市(以下「市」という。)は、市有地の阿須山中の土地について、令和4年8月31日に一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーと年間賃貸借料1,200,000円で土地賃貸借契約を締結した。年間賃貸借料1,200,000円は、市の条例、規則、要領に基づかない違法なものであり、かつ、規則等により年間賃貸借料を算定すると31,160,000円以上になることから、市に大きな損害を与えた。このことから、請求の対象とする職員に損害賠償を求める。また、法第96条及び第237条による議決をせずに契約を締結した当該土地賃貸借契約の破棄を求める。

2 主文

本件請求は法第 242 条の住民監査請求の要件を欠いており、適法な住民監査 請求に該当しないため却下する。

3 理由

(1) 同一住民から同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

法第242条第1項では、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」としている。

また、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「地方自治法(以下「法」という。)第 242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示されている(最高裁判所第二小法廷昭和 57 年(行ツ)第 164 号)。同一住民が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な住民監査請求といえる。

(2) 本件請求についての検討

これを本件請求についてみると、請求人が令和5年3月3日付けで住民監査請求を提起し、令和5年5月1日付け飯能市監査委員告示第6号のとおり、請求を棄却されたものと同一の内容である。

本件請求は、令和5年3月3日付け住民監査請求(以下「前回請求」という。)の結果に請求人は不服があり、文言の多少の違いはあるものの、新たに法第96条及び第237条による議決をせずに当該土地賃貸借契約を締結したことが違法であると主張した上で、再度同じ内容で住民監査請求を提起したものである。

このことを踏まえ、上述の最高裁判決では、「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対

象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではない」と判示されていることからも、本件請求が前回請求と別個のものということはできない。

よって、本件請求は、前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求であり、不適法な住民監査請求といわざるを得ない。

以上のことから本件請求は、法第 242 条に定める要件を欠いており、適法な住民 監査請求に該当しないため却下する。